

私たちは通常、一五世紀末にカトリック両王（カスティーリヤ王室のイサベルとアラゴン連合王国のフェルナンド）がほぼ現在のスペインの国家領域を共同統治するようになって、「スペイン（イスパニア）王国が成立した」という言い方をする。ちなみにわが国でも、コロンブスの新大陸航海五百周年にあたった一九九二年に

は、「一四九二年は、まず第一に、カトリック両王のもと、國士と宗教の両面において統一された近代スペインの誕生の年なのである」といった記述が「スペインの出版物に多く見受けられたのである。

だが、カトリック両王期を近代の国民国家スペインにつながるような「國家統一」の時代とする見解は、もはや支持することはできない。両王の偉業を「國家的・宗教的統一」として強調するのは、明らかにフランコ独裁時代に代表されるイデオロギー的立場——カタルニヤ、バスク地方などの地域主義を否定し、伝統的カトリック教会の威信を堅持しようとするスペイン・ナショナリズム——からの作為（歴史神話化）の產

物であった。この「スペイン精神（イスパニダード）」を強調するためフランコ時代の國章の下部にイサベルの紋章「矢の束」とフェルナンドの紋章「桿」が描かれていたことは、今なお記憶に新しい（など二つの紋章を重ね合わせた國柄が、ファシズム政党ファランへの競争であった）。

しかし、中世末の混血を経てカスティーリヤとアラゴンの両王国の共同統治が開始されたということは、使うことに対するが、二つの王位の合体によってスペイン王権は飛躍的に強化されたのである。カトリック両王の治世にはグラナダ王国、カナリア諸島、ナバーラ王国が征服されてスペイン王国の領域が一體化し、アメリカの征服にも着手された。また、ユダヤ教徒やイスラーム教徒に迫害か改宗かの二選択を迫るかたちでの宗教的統一が進められ、少なくとも法的にはキリスト教共同体が実現した。そして婚姻政策の偶然の産

物とはいえ、以後一六一七世紀にかけてハプスブルク家による單一王朝の支配が続いていく。

では、やがてその絶頂期にスペイン王国（「太陽の沈まぬ帝國」と譽められていた）に君臨したフェリペ二世は、自らを「スペイン国王」と称したのであるうか。じつはそうではないのである。彼の称号は以下のよう

に長々としたものであった。

「神の子加護による、カステイリヤ、レオン、アラゴン、両シチリア、ポルトガル、ナバーラ、グラナダ、トレード、バレンシア、ガリシア、マジヨルカ、セビリヤ、サルデニヤ、コルドバ、ムルシア、ハエン、



フェリペ2世の肖像

アルガルベ、ヒブラルタール（ジブラルタル）、カナリア諸島、西インドおよび東インド、大西洋の諸島と大陸、……の国王、ブラバントとミラノの公爵、フランドル、……、バルセローナの伯爵、ビスカヤとモリーナの領主、等々」（その「遺言状」による。版図の地図を参照されたい）。

つまり、これらは歴代国王が、中世から漸次拡大していった領土のすべてを自らの称号に採用していく結果であった。一七世紀半ばにはふたたび独立を遂げたポルトガルが除かれるが、こうした称号のあり方は、一九世紀初めの旧体制の崩壊まで続いていた。「スペイン国王」が初めて公式に使われるのは、一八〇八年六月、ナボレオンの兄ホセ・ボナルトの即位にさいしてであった。同じ旧体制の隣国フランスでは「フランス国王」が使用されていたのにたいして、スペイン王国で「スペイン国王」が採用されることがなかつたのはなぜであろうか。

そもそも、カトリック両王の「國家統一」は、二人がカステイリヤとアラゴンの両国の「共同統治」を実現したということであって、「王朝の統一」にすぎず

(身上連合、人的結合)、この両国がそれぞれの独自の政体を変更することはいさぎかもなかつたのである。アラゴン連合王国は、一二世紀にアラゴン王國とカタルーニャ公國の「王朝の統一」から成るが、その後に併合されたバレンシア、マジョルカ、サルデニア、シチリア、ナポリも含めて、それぞれがべつべつの統治機関、議会、税制などを維持し続けていた。カスティーリヤ七国の場合には、統合されていった諸国家の多く（トレード、セビーリヤ、コルドバ、等々）はカスティーリヤの政治・法制度のもとに置かれるようになるが、バスク地方やナバラは独立の国に等しい大きな地域特権（フエロス）を享受し、ガリシアやアストゥリアスも開拓の政治機関（ランタ）を有していた。

イベリア半島には、八世紀初めのイスラーム勢力の侵入以来、地域的にも言語的にも多様な社会が生まれ、レコンキスタの過程で誕生した各王國の法・政治・行政制度もまた多様であった。したがって、カスティーリヤを中心にある程度の凝集性を築き上げていつた王権も、さらに諸王國を併合してスペイン王國を築きあげようとする場合には、それぞれの地域的諸

教徒やイスラーム教徒のキリスト教への強制改宗が進められ、同時に正統的信仰の防衛の砦として異端審問所が創設されたのであった。

そしてこの宗教的一元化は、スペイン、なかでもカスティーリヤ社会において特有な社会的価値と差別感情を生み出すという結果をともなつて、すなわち、新たにキリスト教に改宗した者たち、とくにコンペルソ（改宗ユダヤ教徒）をキリスト教共同体の一員として受け入れながらも同時にさきまなかたちで差別し排除するというものである。これにはコンペルソのなかに多くの隠れユダヤ教徒が存在し、彼らが異端審問所の迫害の対象となつたという事情もあるが、旧来の反ユダヤ感情にコンペルソの社会的上昇への脅威を重ね合わせた古くからのキリスト教徒たちは、自分たちの血筋の忠誠正しさを誇ることで社会的優越を感じるとともに新キリスト教徒の社会的排斥を狙つたのであつた。こうして一六世紀を通じて、祖先に「ユダヤ教徒やモーゲン人の血が混じらない」という「血の純潔」規約が、各種の信徒会や職能団体に據がつていき、フエルナンンドを「弱小の、君主から、名声と栄誉において、キリスト教國第一の國王とまでなつた」と称えられたイタリアの政治思想家マキヤベリは、「その名著『君主論』」のなかで、「複合型の君主國について」といふ章を立て、「言語も風習も制度も異なる地域の領土を手に入れる」場合のさまざまな困難を列挙している。そしてとくに君主が留意すべき二点として、「その領土の昔からの君主の血統を根絶すること」と「そこの法律や税制に手をつけぬこと」をあげていた。

こうして、「太陽の沈まぬ帝國」は、マキヤベリのあげた第一の点は別として、第二の点は「大きな幸運と、たいへんな努力」と守っていたのである。最近の歴史研究は、近代の国民国家とは異なる近世国家の政体として「複合王政」という概念を使いだしているが、スペイン王國はまさにこの典型的事例であったといえる。

では、スペイン王國を統合する要素とは、同一王朝による支配ということだけだったのだろうか。ここで

鎖化が完成した（ゲティエレス・エトはこれを「チベット化」と呼んだ）。同時代の証言は次のように言う。

「用心深い人は結婚しようとする女性の資質を厳格に調べ上げ、誰の娘で誰の孫かと調査する。……だが、彼の隣人や敵対者が、彼の妻の曾祖母のさらに曾の祖母がモリスコ女性か改宗ユダヤ人女性だったことを明らかにすると、彼がどんなに名誉があった高貴だったとしても、彼とその妻のあいだに生まれた息子は、改宗したばかりの者であるかのよう、卑しい者と同列に見なされてしまう。」

別の言い方をしよう。「複合王政」であるスペイン王国は、カトリックのキリスト教共同体であることをその統合原理としており、異端審問制度と「血の純潔」によって支えられた国家であったのである。ドゥデューの言葉を借りれば、「古くからのキリスト教徒であるスペイン人」こそが「國家の一体性の基盤であり、異端者である外国人と白らを分かつ国民意識の基盤」であった。「太陽の沈まぬ帝國」のフェリーベは、「異端者に若臨するくらいなら命を百倍失うほうがよい」とか「宗教が第一義」という言葉を繰り返し述べたとき

れるが、それは彼自身の心情でもあつたし統治の信条でもあらねばならなかつたのである。

しかしながら、一七世紀になると、ヨーロッパの諸国家としての地位を強化する動きが明らかになる。すでにプロテスタント諸派やイギリス国教会がその地位を確立し、スペインはもはやキリスト教世界の盟主としての地位を失っている。ハプスブルク王朝による帝國維持は、オランダやイギリス、そしてフランスの台頭のままに大きな困難に遭遇したのであった。

こうした状況下、フェリーベ四世の寵臣オリバーレスが王國改革に着手し、カステイナリヤ以外の諸国からの兵員徴募や収入増加の計画が立てられた。しかし、これらはカタルーニャやポルトガルの反乱を招いて失敗に終わり、やがて「スペインの侵位」は、太陽王ルイ十四世の「フランスの侵位」に取つて代わられる。

ここで興味深いのは、オリバーレスが一六二四年に国王に宛てた進言書である。「国王陛下、あなた様の王国のもっとも重要な条件は、あなた様がスペイン国王となられることです。すなわち、陛下、あなた様がボ

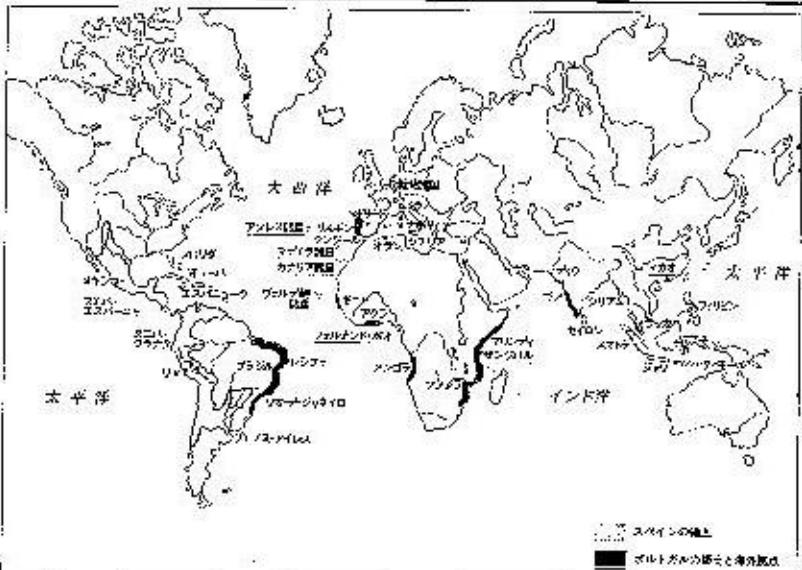


図 17世紀初めのスペイン帝国の版図（ポルトガル領土を含む）

ルトガル、アラゴン、バレンシアの王国、バルセローナ伯爵であることに満足されず、スペインを構成するこれらの七国をカスティーリャの形式と法に則つて治められるように、……熟慮した秘書の進言を受けつづお考えになりお働きになります。……陛下、あなた様がこれを実現されましたら、世界中でもっとも強力な君主となりましょ。」（傍点は筆者）

注目されるのは、オリバーレスが、フェリーベ四世をそのままでは「スペイン国王」と呼んでおらず、「スペイン国王」という言葉は、イベリア半島のすべての諸国の支配者という意味で使われていることである。スペイン（ニスバーニ）という言葉は、カトリック両王以後ポルトガルと区別された「スペイン」としても使われるようになるが、ここでは依然としてイベリア半島全体を指す本来の語源的意味（ローマ時代のヒスパニア）が失っていない。さらに、その成立から一〇〇年以上を経た後もスペイン王国の実態が「複合王政」であることが、為政者オリバーレスにはつきりと認識されていた。ちなみに、スペイン王国の統一性を強調しようとするとき、カトリック両王期やフェリーベ

一世のスペインではなく、ローマ教皇下のヒスパニア

や西ゴート王国（それらの実選は云々であれ、イギリニア半島全体を支配領域としていた）が併存してゐた。

これらに加えて、オリバーレスの世や注目されるのは、為政者の中央集権的構想が、スペインである國家の法体系を新たに築くのではなく、「カスティーリャの形式と法」をほかの諸国にも移植するというかたちでしかなかつたことである。一八世紀初め、スペイン王位継承戦争を経てアラゴン連合王国を構成していた諸国の地方特権は廢止されるが、この場合におこなわれたのは、アラゴンがカスティーリャの法によって統治されるという御宿であった。つまり、諸國の枠を超えた「スペイン」から上位の政体はいまだ構想されなかつたのである。スペイン王国の政治的・法的統合は、一八世紀を通じて「改革」の課題であり続けたし、經濟的統合から文化的統合、そして「国民国家」の創出は、近代スペインの課題として残されてゐる。

(中略)
参考文献

Molas Ribalta, Pedro, *La Monarquía Española (siglos XVI-*

XVII)

, Madrid: Historia 16, 1990.

Herrmann, Christian (coord.), *Le premier âge de l'Etat en Espagne (1450-1700)*, Paris, CNRS, 1989.

Billoc, J. H., 'A Europe of Composite Monarchs', *Past and Present*, No. 137, 1992.

Gil Puig, Xavier, 'Visió europea de la monarquia espanyola com a monarquia composta, segles XVI i XVII', *Recerques Històriques, Economia, Cultura*, 32, 1995.

Edouard-Laurent, S., 'Problématique d'une monarchie au XVIe siècle: Philippe II, un roi absolu?', *Revue Historique*, 596, 1995.